

相続手続きスケジュール (☑式)

【7日以内】

- 死亡届の提出 (市役所)
- 各種サービスの契約者変更・解約等 (各サービス提供者)

【10日以内】

- 厚生年金受給停止届 (年金事務所)
 - ・・・印鑑、年金証書、死亡の記載のある戸籍など

【14日以内】

- 世帯主変更届 (市役所)・・・不要の場合もある。
- 国民健康保険証・介護保険証の返納 (市役所)
- 国民年金受給停止届・未支給の年金請求 (市役所)

【3か月以内】

- 相続放棄・限定承認の申立て期限 (家庭裁判所)
- 相続人の確定 (戸籍集めたり、専門家に依頼したり)
- 遺産の確定 (名寄帳の写しを取り寄せたり、専門家に依頼したり)

【4か月以内】

- 所得税の準確定申告 (税務署)・・・事業者など

【10か月以内】

- 相続税の申告・納付 (税務署)
- 遺産分割協議 (相続人全員)
- 遺産分割調停 (自分でやるか、弁護士に依頼するか)

【1年以内】

- 遺留分減殺請求権の行使

【2年以内】

- 高額診療費の支給申請 (市町村、協会けんぽ等)

【3年以内】

- 生命保険等の保険金請求 (各保険会社)